九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

［翻訳］インドの大学入学者選抜における不正行為に関する規定

渡辺, 雅幸
びわこ学院大学 : 准教授

https://doi.org/10.15017/7325630

出版情報：九州大学教育社会学研究集録. 28, pp.101-107, 2024-09-15. Seminar of Educational Sociology Department of Education, Graduate School of Human-Environment Studiess Kyushu University
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

［翻訳］インドの大学入学者選抜における不正行為に関する規定

Regulations Regarding Malpractice in University Entrance Examinations in India

渡辺　雅幸

［解題］

本稿は、インドの大学入学者選抜制度における不正行為に関する三つの規定を翻訳したものである。

規定に触れる前に、インドの大学入学者選抜制度について簡単に説明する。インドの大学入学者選抜制度は、大きく分けて二つある。一つは、中央もしくは州レベルの各後期中等教育に関わる委員会（Board）が、加盟する学校にカリキュラムの提供を行い、それに基づいて各委員会が実施する第 12 学年（日本の高校 3 年生に相当）の修了試験に合格することである。その合格（およそ 3 割の得点率）が、後期中等教育の修了資格であると同時に、大学入学資格にもなっている。ただし、上位校を志望する場合は高い得点率を必要とする。もう一つは、工学や医学系などの各専門分野の高等教育機関の入学を希望する場合、第 12 学年修了試験で一定の成績を収めたうえで、中央、州もしくは個別機関レベルで実施される試験に合格することである。

さて、インドは 2023 年に人口が 14 億人を超えて世界第一位となり、名実ともに世界でも有数の試験大国の一つとして知られる。一方で各試験の合否や 1 点を争う激しい受験競争の結果によって人生が大きく左右されるため、しばしば大規模なカンニングや意図的な試験問題の漏洩が発生するなど、試験における不正行為が大きな社会問題となってきた。たとえば、2015 年 3 月にはビハール州の学校で、第 10 学年修了試験中に一部の保護者が学校の壁をよじ登り、教室の窓から自らの子どもにカンニングペーパーを渡す様子が日本を含め世界中で報道され、当時大きな話題となった(1)。またインドの有力誌 India Today によると、インドでは過去 7 年間で（28 州中）15 の州において（大学入学試験だけでなく公務員試験も含めた）少なくとも 70 の試験問題が漏洩し、それによって試験のやり直しなど、1 億 7 千万人の受験生が影響を受けたという(2)。

そこで中央政府はこうした状況を重く受け止め、「公的試験制度の透明性、公正性、信頼性を高め、若者の誠実で純粋な努力が正当に報いられ彼らの未来が安全であると若者を安心させる」こと、また「個人や集団、組織がさまざまな不正な手段をとることや、彼らが金銭や不当な利益のために公的試験に悪影響を及ぼすことを効果的、法的に抑制する」ことを目的に(3)、2024 年 2 月には「2024 年公的試験（不正な手段の防止）法（The Public Examinations (Preventions of Unfair Means) Act, 2024）」が連邦議会で成立し、同年 6 月から施行されている（たとえばアッサム州やハリヤーナー州など、州レベルでも同様の法律が複数存在することが確認できている）。なお、同法は中央による大学入学試験だけでなく、公務員試験等での不正行為もその対象としている。

一方 2024 年 5 月に行われた中央による医学系の統一試験である「National Eligibility cum Entrance Test （以下 NEET）」でも、一部で意図的な試験問題の漏洩が疑われ、全国で試験のやり直しなどを求める大規模なデモにまで発展した（「2024 年公的試験（不正な手段の防止）法」施行前に起きたことだったため、本法は適用されなかった。）。このように、インドでは毎年のように試験の不正行為が問題となっており、今後「2024 年公的試験（不正な手段の防止）法」がどのように機能するかに注目が集まっている。

本稿では、以下三つの規定を取り上げる。一つ目は、先に挙げた「2024 年公的試験（不正な手段の防止）法」である（資料 1）。大学入学試験に関して、本法は中央レベルで実施される（正確には国家試験局（National Testing Agency、以下 NTA）が実施する）大学入学試験での不正行為を対象としている。二つ目は、「1995 年試験に関する細則（2013 年 1 月改訂）（Examination Bye-laws 1995 (Updated upto January 2013)）」である（資料 2）。本細則（第 36 条）は、中央レベルの委員会（Central Board of Secondary Education（以下 CBSE））が実施する第 12 学年修了試験（Senior School Certificate Examination）での不正行為を対象としている。三つ目は、NTA が実施する試験の一つで、工学系の高等教育機関への入学試験である Joint Entrance Examination（Main）（以下 JEE (Main)）の試験要項（第 11 章）である（資料 3）。この試験は、インドで最も有名な大学の一つであるインド工科大学（通称 IIT）の一次試験としての位置づけもある（インド工科大学の入学のみを対象とした試験は、IIT が実施し、JEE(Main)の上位 25 万人に受験資格がある JEE(Advanced)と呼ばれる）。またその他 NTA が実施する試験として、先の NEET などがある。

[資料 1]

「2024 年公的試験（不正な手段の防止）に関する法」

第 1 章　序文

1. 簡略表題と開始

(1) この法律は、「2024 年公的試験（不正な手段の防止）に関する法」と命名する。

(2) 中央政府が指定した日に、官報における告示によって、本法は施行される。

2. 定義

(1) 本法において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、

(a) 「受験者」とは、公的試験当局によって公的試験を受験することを認められた人物を意味するが、公的試験の代筆を認められた人物も含めるものとする。

(b) 「通信機器」とは、2000 年情報技術法の 2(1)(ha)条項で定められたものと同じ意味をもつ。

(c) 「監督官庁」とは、公的試験当局と管理上関係のある中央政府の省庁を意味する。

(d) 「コンピュータネットワーク」「コンピュータリソース」「コンピュータシステム」とは、2000 年情報技術法の 2(1)(j)(k)(l)条項でそれぞれ定められたものと同じ意味をもつ。

(e) 「公的試験の実施」とは、公的試験の実施に採用されるすべての手続き、過程、活動を含むものとする。

(f) 「機関」とは、公的試験当局と、当局と関わりあるサービスプロバイダ以外の、呼称は何であれ、人、事業体、企業、単一企業、個人事業体、個人事業者の代理店、組織、団体、協会を意味する。

補足－本条項の目的のために、企業とは 2013 年企業法の 2(20)条項で定義された企業と、あるいは 2008 年有限責任事業組合法の 2(1)(n)で定義された有限責任事業組合を含むものとする。

(g) 「告示」とは、官報で公表された告示を意味し、したがって「告示する」という表現もまた同様に解釈するものとする。

(h) 「組織的な犯罪」とは、公的試験に関して不当な利益を追求するために、共謀して不正な手段をとることで、ある人物もしくはある集団によって行われた違法行為を意味する。

(i) 「サービスプロバイダと関係がある人物」とは、場合によっては、そのような人物が被雇用者か、代理人か、あるいはサービスプロバイダの子会社かに関係なく、サービスを実行している人物、もしくはサービスプロバイダに代わる人物を意味する。

(j) 「規定された」とは、本法のもとで規則によって規定されることを意味する。

(k) 「公的試験」とは、別表に明記されている公的試験当局によって実施される試験、もしくは中央政府によって告示されたその他によって実施される試験を意味する。

(l) 「公的試験当局」とは、その時々に公的試験の実施を、中央政府が告示することで定める機関を意味する。

(m) 「公的試験センター」とは、試験の実施に利用され、中でも学校、コンピュータセンター、機関、ビルやその一部を含み、また、安全性や公的試験の実施と関係した理由によって、周縁部や従物も含む、サービスプロバイダ、もしくは公的試験当局によって選ばれた建物を意味する。

(n) 「サービスプロバイダ」とは、呼称は何であれ、公的試験の実施のために公的試験当局が契約している、共同事業者、下請け、コンピュータリソースあるいは素材を支援するプロバイダを含む、人、事業体、企業、単一企業、個人事業体、個人事業者の代理店、組織、団体、協会を意味する。

(2) 定義はされていないがここで用いられていたり、有効な他の法律のもとでは定義されていたりしている単語や表現は、他の法律の単語や表現にあてられたものと同じ意味をもつ。

第 2 章　不正な手段と違反

3. 不正な手段

公的試験の実施に関連する不正な手段は、ある個人や集団、機関によってなされた行為を含む。また、下記の金銭や不当な利益を得るための行為を含むが、それに限定されるものではない。

(i) 問題用紙もしくは解答、あるいはその一部を漏えいする。

(ii) 他人と共謀して、問題用紙もしくは解答の漏えいに加担する。

(iii) 問題用紙もしくは光学式マーク認識（OMR）の解答用紙に不当にアクセスするあるいはそれらを入手する。

(iv) 公的試験中、権限のない人物が一つ以上の問題に解答をする。

(v) 公的試験において、不正な方法によって、直接的もしくは間接的に受験者の手助けをする。

(vi) 光学式マーク認識の用紙を含む解答用紙を改ざんする。

(vii) 本物の誤りを訂正することを除き、不当に評価を変更する。

(viii) 一人でもしくは第三者を通して、公的試験を実施するために中央政府によって設けられた規範もしくは基準を意図的に違反する。

(ix) 公的試験の受験者の選抜、もしくは受験者の得点あるいは順位の確定に必要な書類を改ざんする。

(x) 公的試験の実施において不正な手段をとることを容易にするために、セキュリティー対策を意図的に侵害する。

(xi) コンピュータネットワーク、コンピュータリソースもしくはコンピュータシステムを改ざんする。

(xii) 受験者が試験において不正な手段をとりやすいように、席順、座席の割り当てを操作し、座り位置を変える。

(xiii) 公的試験当局、サービスプロバイダ、あるいは政府の関係当局の人物の生命や自由を脅かす、もしくは不当に拘束する; もしくは公的試験の実施を妨害する。

(xiv) カンニングもしくは金銭的な利益のために偽サイトを設ける。

(xv) カンニングもしくは金銭的な利益のために偽の試験を実施する、偽の受験票あるいは合格通知を発行する。

4. 不正な手段のための共謀

不正な手段をとるために、個人、集団もしくは機関は、結託あるいは共謀してはならない。

5. 公的試験の実施妨害

(1) 公的試験に関連する仕事や公的試験の実施を委託されていないあるいは従事していない人物、もしくは受験者ではない人物は、公的試験の実施を妨害する目的で、試験センターの構内に入ってはならない。

(2) 公的試験の実施を委託されているあるいは従事している人物は、問題用紙の開封や配布の指定された時間より前に、

(a) 金銭的あるいは不当な利益のために、認められていない方法で問題用紙やその一部、もしくは写しを開封したり、漏えいしたり、所持したり、アクセスしたり、解答したり、解答のために手助けを求めたりしてはならない。

(b) 金銭的あるいは不当な利益のために、いかなる人物にも問題用紙に関連した機密情報を提供したり、機密情報を提供することを約束したりしてはならない。

(3) 公的試験に関連する仕事を委託されているあるいは従事している人物は、職務の遂行で認められている場合を除き、不当な利益のために入手した情報もしくはその一部を第三者に知らせてはならない。

6. その他の罰せられる行為

もしある人物、集団、機関が、第3・4・5条のもとで不正な手段をとる、もしくは違反を犯した場合、サービスプロバイダはその違反を警察当局と公的試験当局にすぐに報告する。

もしサービスプロバイダが不正な手段に頼って違反を犯す、もしくは違反の手助けに関与した場合、公的試験当局はその違反を警察当局に報告する。

7. 公的試験実施にあたっての試験センター以外の利用禁止

サービスプロバイダもしくはサービスプロバイダと関係がある人物が、公的試験当局の許可なく、公的試験当局によって認められた試験センター以外の場所を、公的試験を開催する目的で代わりに利用することは違反である。

公的試験当局の事前の同意なく、試験センターの変更は違反であるが、不可抗力の場合はその限りではない。

8. サービスプロバイダとその他の人物に関連した違反

(1) サービスプロバイダと関係がある人物を含め、公的試験において認められていない方法で、個人的にあるいはその他の人物、集団、機関と共謀して、いかなる人物、集団、機関を手助けした場合は、違反を犯したものとみなされる。

(2) サービスプロバイダもしくはそれと関係がある人物は、もし不正な手段もしくは違反の発生の報告を怠った場合、違反を犯したものとみなされる。

(3)サービスプロバイダによる違反が、サービスプロバイダの管理者、監督者、幹事、もしくはその他の役員の同意を得て行われていた場合、そのような人物もまた訴えられる責任を負う。もし違反が知らぬ間になされていた場合や、違反を防ぐために適切な注意が払われていた場合は、本法の罪に対する責任を負うものではない。

第3章　違反に対する罰則

9. 審理しうる違反

この法律のもとでのすべての違反は、審理しうるものであり、保釈や示談の対象とはならない。

10. 本法のもとでの違反による罰則

(1) 本法のもとでの不正な手段をとったり違反を犯したりした人物は、少なくとも3年以上5年以下の懲役と、10万ルピー[4]以下の罰金が課せられる。罰金の支払いを怠った場合、新刑法の規定に従って追加の懲役刑が課される。

ただし新刑法が施行されるまでは、旧刑法が新刑法の代わりに適用される。

(2) サービスプロバイダには1,000万ルピー以下の罰金が課され、試験の損失もサービスプロバイダが償わなければならない。また、4年間は公的試験の実施の職務が禁止される。

(3) 本法のもとでサービスプロバイダ企業の管理者、監督者、もしくは責任者の同意のもとでもしくは黙認で違反が犯された場合、3年以上10年以下の懲役と1,000万ルピーの罰金が課される。罰金の支払いを怠った場合、新刑法の規定に従って追加の懲役刑が課される。

ただし新刑法が施行されるまでは、旧刑法が新刑法の代

わりに適用される。

(4) もし違反が善意で行われたり、そのような違反を防ぐために正当な注意が払われていたりしていたと判明した場合、いかなる者も本法本条のもとで罰せられる責任を負わない。

11. 組織的な犯罪

(1) 試験当局、サービスプロバイダ、その他の機関を含む人物あるいは集団が、もし組織的な犯罪を犯した場合、5 年以上 10 年以下の懲役と、少なくとも 1,000 万ルピーの罰金が課される。罰金の支払いを怠った場合、新刑法の規定に従って追加の懲役刑が課される。

ただし新刑法が施行されるまでは、旧刑法が新刑法の代わりに適用される。

(2) もしある機関が組織的な犯罪に関わっていた場合、その資産は差し押さえと没収がなされ、試験における相応の損失をそれによって償わなければならない。

第 4 章　捜査権限

12. 捜査の権限が与えられている警察官

(1) 副本部長もしくは警視監以上の階級の警察官が、本法のもとで違反を捜査する。

(2) (1)とは別に、中央政府は中央の捜査当局に対して捜査に言及する権限をもつ。

第 5 章　その他

13. 公的試験当局の構成員、職員、被雇用者を公務員とみなす場合

公的試験当局の議長、構成員、職員、その他の被雇用者は、本法の規定に従って行動するもしくは行動するものだとされているとき、新刑法の意味の範囲内で公務員であるものとみなす。

新刑法が施行されるまでは、旧刑法が新刑法の代わりに適用される。

14. 誠意をもってなされた行動の保護

本法のものでの訴訟、起訴もしくはその他の法的な手続きは、誠意をもってなされた、もしくは公務を遂行するあるいは自らの権限を行使するにあたってなされたものに関しては、公務員としては成立しない。

ただし公的試験当局に仕える公務員は、公的試験当局の服務規則の観点からは行政処分の対象となる。

また本法のもとでの違反に対して、そのような公務員を相手取って訴訟を起こすことを妨げるものはない。

15. 本法の規定の他の法律への追加

本法の規定は、当分の間、他の法律を廃止せず他の法律に加えられるものとする。

本法の規定は、他の法律に含まれるものとの一貫性がなくとも、当分の間効力をもつものとする。

16. 規則をつくる権限

(1) 中央政府は、官報の告示により、本法の規則を実施することができる。

(2) 特に、前述の権限の大部分を損なうことなく、そのような規則は以下のすべてもしくは一部を提供するものとする。

(a) 公的試験の実施のために取り入れられる手続き、過程、活動を設ける。

(b) 規定されたもしくはその可能性のあるその他の事項。

17. 規則の制定

本法のもとで設けられたすべての規則は、それが設けられ次第、上院と下院の両院に具申される。それは、1 会期中、2 会期中、もしくはそれ以上の連続する会期中、合計 30 日間で、会期が終了する前に、前述の会期もしくは連続する会期の後すぐに、両院は規則の修正を認める、あるいは両院は規則が修正されないことを認める。規則はその後修正された形で効力を発する、あるいは効力を発しない。しかし、そうした修正や廃止は、過去にその規則のもとでなされたことの有効性を害することがないものとする。

18. 問題を解決する権限

(1) 本法の条項を実施するにあたって何らかの困難が生じた際、中央政府は、困難を取り除く必要があると思われる場合、官報を公表し、本法の条項に反しないよう、3 年以内に条項を設けるものとする。

(2) 本条のもとでなされたすべての指令は、それが設けられ次第、上院と下院に具申する。

第 6 章　1944 年刑法の改正

19. 1994 年法 38 条の改正

1994 年刑法において、シリアル番号 5 の後に、それに関係する事項として、以下のシリアル番号と事項が挿入される、すなわち

「6. 2024 年公的試験（不正な手段の防止）に関する法のもとで罰せられる罪」

別表

（第 2 条の(k)を参照）

試験は以下によって実施される

1. 連邦公務委員会
2. 職員選考委員会
3. 鉄道採用委員会

4. 銀行人事選考協会
5. 職員の求人を担当する中央政府の省庁や下級官庁
6. 国家試験局
7. 中央政府によって告示されたその他の機関

[資料 2]
1995 年試験に関する細則（2013 年 1 月改訂） pp.29-32
36. 不正な手段に関する規則
36.1 概略
(i) もし出願の際に願書に虚偽の記載が判明した場合、もしくは虚偽の記載や文書作成による受験が判明した場合、その受験者は不正な手段を用いたものとみなし、試験結果は公表されないものとする。そのような受験者が試験を欠席した場合、願書は却下され、受験料は没収される。また、もし受験を終えた場合でも、願書は却下、受験料は没収され、受験は無効となる。
(ii) 当委員会が発行する各種証明書や文書を改ざんした場合、その受験者は不正な手段を用いたものとみなされる。その場合当委員会が必要だと考えれば、問題となっている文書や試験結果を無効とする可能性がある。
(iii) 解答用紙には、氏名を記載したり、署名をしたり、試験官に受験者が誰だとわかるような記載をしたりすることは認められない。受験者がこの規則を破った場合、不正な手段を用いたものとみなし、試験結果が公表されないだけでなく、本規則のもとで罰せられる。
(iv) もし試験中に以下のような振る舞いが判明した場合、不正な手段を用いたものとみなし、試験結果は公表されず、試験結果には不正な手段（U.F.M）と記載される。
(a) 紙、本、ノート、もしくはその他のものを所持している、もしくはそれら紙類に試験に関する情報がある。
(b) 直接的もしくは間接的に支援を行うあるいは支援を受ける、もしくはそれらを試みる。
(c) 解答を記入するために主監督者によって配布される解答用紙以外のものに問題あるいは解答を記載する。
(d) 解答用紙もしくは追加の解答用紙などからページを破り取る。
(e) 試験センターで試験中に、試験のスタッフ以外の誰かと接触したり、連絡をしたり、そのように試みようとしたりする。
(f) 受験会場/部屋から解答用紙を持ち出す。
(g) 試験に関して望ましくない方法もしくは手段を用いたり、用いようとしたりする。
(h) 問題用紙もしくはその一部を持ち出す。もしくは解答用紙/追加の解答用紙、あるいはその一部を持ち出す。
(i) 試験実施の関係者を脅迫する、もしくは受験者を脅迫する。
(v) 受験者は、上記(iv)に言及されている不正な手段をとった場合は、以下のように罰せられる。
(a) 当委員会によって当該年の受験資格が剥奪される（その年の試験は無効とされる）。
(b) 最長で 5 年間は当委員会が実施する試験を受けることを禁止される。
(c) 最悪の場合、当委員会の受験を永久的に禁止される。

36.2 不正な手段の確認と報告
(i) 試験中に受験者が 36.1 (iv)に詳細されている不正な手段を用いたもしくは用いようとしたことが判明したことを主監督者が確認次第、監督者は受験者の解答用紙とともにその他の用紙やものを回収し、受験者に別の解答用紙をただちに提供する。受験者は、その試験中に試験センターから退場させられることはない。主監督者は、受験者から最初の解答用紙を回収した時間と別の解答用紙を提供した時間を記録する。別の解答用紙が提供されると同時に、受験者は監督者に対して申し立てに関する弁解をすることを求められる。もし受験者が弁解を拒否すれば、2 人の監督助手がその拒否の事実を記録し、その事案が発生した当日の主監督者がその事実を証言することになる。主監督者は、監督助手と当委員会の地方部局に関連の供述を求め、試験中に用いられた 2 つの解答用紙、もしくは拒否に関する供述、監督助手の供述、その件に関して当委員会にさらなる行動を求める覚書を厳封する。
(ii) 受験者が解答冊子を持ち出したと主監督者が確認でき次第、監督者は受験者本人もしくは学校長を通じて解答冊子を取りに行き、それを確保する。解答冊子が手に入れられない場合、そのことを警察に通報し、その部屋にいた監督助手と受験者の証言と合わせて、その報告の写しを当委員会の事務局まで送付する。その状況に関する警察官の供述などがもしあれば、それも送付される。供述には、件の時間と受験者が解答用紙をどのように持ち出したかの詳細が含まれる。
(iii) なりすまし受験の場合、主監督者はなりすましと判明した人物、可能ならば実際の受験者に関する供述も当委員会の事務局に送る。主監督者もまた当該事案を警察に報告する。
(iv) 重大な不正行為があった場合、もし必要であれば、当該事案を警察に報告する。そうした報告には監督助手や警察官の供述も含まれ、さらなる行動のために当委員会の事務局に送られる。

(v) 直接か間接かに関わらず、受験者が試験官もしくは試験の他の関係者とどんな方法であれ彼らに影響を与えることを目的として接触したあるいは接触しようと試みたことが判明した場合、その受験者は不正な手段を用いたとみなされ、本規則に基づいて罰則を受けなければならない。

(vi) 試験後、受験者が他の受験者やその他のものかのどちらかから解答を複写したことが判明した場合、その受験者は不正な手段を用いたとみなされ、本規則に基づいて罰則を受けなければならない。

(vii) 解答用紙に口汚い言葉や悪口が書き込まれていた場合、不正な手段を用いたとみなされる。

(viii) 受験者が、二人以上の受験者やその他のものかのどちらかから解答を複写したことを試験官が把握した場合、試験官は解答の関係箇所に印をつけ、直ちに主試験官に報告しなければならない。主試験官はその件を精査し、自らの意見を添えて厳封し、適切な措置をするために当委員会の試験管理者に送付する。もしそうした件を主試験官自身が把握した場合も、解答の関係箇所に印をつけ、厳封して当委員会の試験管理者に送付しなければならない。

36.3 罰則

(i) 試験において不正な手段を用いたと報告されたすべての受験者の試験結果は、監督助手、副監督者、主監督者、突入捜査のメンバー、抜き打ち検査官、監視員、試験官/主試験官、によって、不正な手段（UFM）のものとして公表される。

(ii) 不正な手段（U.F.M）となったすべてのケースは、試験結果が公表されてから妥当な時間内に決定される。

(iii) 不正な手段のすべてのケースは結果委員会に報告され、受験生の試験結果は当委員会の結果委員会によって推奨される方法で処理される。

(iv) 罰則が課される前に、これらの規定に基づいて、不正な手段を用いたと報告された受験者には自らの行為を弁明する機会が与えられる。当該受験者は、結果委員会に自らの行為を説明し検討してもらうために、結果委員会に個人的に出頭することが求められる。当該受験者が一定の期間までにその機会を利用できない場合は、結果委員会による一方的な決定がなされることになる。

(v) ある問題用紙において試験の不正な手段の使用がセンター内で広がっていると当委員会が確信した場合、当委員会にはそのセンターのすべての受験者の結果を、関連する問題用紙だけでなく、もし複数の問題が関わっていた場合は、すべての試験を無効にする権限がある。

(vi) 上記の規則によって罰せられた受験者の氏名は、当委員会に加盟するすべての学校や、大学、中等学校試験や上級学校資格試験、中間試験や同等の試験を実施するその他の委員会や組織、州政府やさまざまな公益事業委員会に伝えられる。

[資料 3]

JEE (MAIN) 2024 入試要項 pp.37-38

第 11 章　不正行為と試験規則の違反

11.1 定義

不正行為は、ある受験者が他の受験者よりも不正な利益を得ることを許す行動である。不正行為は以下を含むが、これに限らない。

a) 禁止されている物品、あるいは文房具、通信機器、アクセサリー、食べ物、装飾品、もしくは試験に関係するもしくは関係しない他のものや情報を含む不正行為のために用いられる物品を所持している。

b) 試験問題を解かせるために誰かを利用する（なりすまし）もしくは複写するためのものを用意する。

c) 試験規則、もしくは NTA によって出された JEE (Main) 2024 に関連した指示を違反する。

d) 他の受験者の不正の手助けをする、直接的あるいは間接的な手助けを受けるもしくは与える、そのようにすることを試みる。

e) 試験センターでの試験時間中に、試験のスタッフ以外の誰かと接触するもしくはそうしようと試みる。

f) 試験実施の関係者を脅迫するもしくは受験者を脅迫する。

g) 試験に関連するその他の望ましくない方法あるいは手段を用いるもしくは用いようと試みる。

h) オンラインドキュメントすなわち入場カード、順位に関する文書、自己申告の改ざんあるいは偽造。

i) 試験センター/ホールに強引に出入りする。

j) 試験センターへの入場後、電子デバイスを用いるもしくは用いようと試みる。

k) 願書/入場カード/形式的な書類に誤った/加工した写真/署名の添付/アップロードする。

l) 試験の円滑で公正な実施に障害をもたらす。

m) 長時間にわたって問題用紙を解こうとしない。

n) 落ち着きがなく、周囲を見わたす。

o) 紙切れなどを所持している。

p) NTA によって不正行為であると認められるその他の行為。

q) 一つ以上の出願番号（一つ以上のスコアカード）を所持する受験者は、U.F.M として取り扱われ、たとえ後々それ

が発覚したとしても、受験者に対して厳しい処分がなされる。

11.2 不正行為の罰則

試験中、試験前、試験後に、もし受験者が上記のもしくは上記と似た行動を取った場合、受験者は不正行為を行ったとみなされ、不正な手段（U.F.M）のケースとして記録される。当該受験者は、今後 3 年間受験が禁止され、刑事訴訟もしくはそれに相応しい訴訟の責任も負う。

11.3 結果の無効

不正行為を行った JEE（Main）-2024 の受験者の結果は無効とされ、公表されない。同様に、自分に割り当てられた以外の試験センターに現れた受験者、もしくは自分の代わりに他の受験者/人物に試験問題を解かせた受験者の結果は無効とされる。この場合、不服申し立ては受け付けない。

＜注＞

(1) 「親が子のカンニング手助け、学校の壁よじ登り紙渡すインド」CNN（2015/3/21）（https://www.cnn.co.jp/world/35062095.html、2024/6/24 閲覧）

(2) “70 paper leaks in 7 years, 1.7 crore aspirants affected”, India Today（https://www.indiatoday.in/education-today/featurephilia/story/paper-leaks-in-india-over-17-crore-aspirants-affected-in-7-years-2555716-2024-06-20、2024/6/24 閲覧）

(3) THE PUBLIC EXAMINATIONS (PREVENTION OF UNFAIR MEANS) BILL, 2024（https://prsindia.org/files/bills_acts/bills_parliament/2024/Public_Examinations_(Prevention_of_Unfair_Means)_Bill,_2024.pdf、2024/6/24 閲覧）

(4) 2024 年 8 月末時点で、1 ルピーはおよそ 1.7 円。

＜出典＞

The Public Examinations (Preventions of Unfair Means) Act, 2024（https://prsindia.org/files/bills_acts/acts_parliament/2024/The_Public_Examinations_(Prevention_of_Unfair_Means)_Act,_2024.pdf、2024/6/24 閲覧）

Central Board of Secondary Education, Examination Bye-laws 1995 (Updated upto January 2013)（https://www.cbse.gov.in/cbsenew/bylawspdf/CBSEExamination%20by%20Law%20Book_2013.pdf、2024 年 6 月 24 日閲覧）

National Testing Agency, JEE (MAIN) 2024 Information Bulletin（https://jeemain.nta.ac.in/images/information-bulletin-for-jee-main-2024.pdf、2024 年 6 月 24 日閲覧）

＜謝辞＞

本研究は JSPS 科研費、課題番号 JP23K22249 の助成に基づく研究成果の一部である。